

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。

平成三十年七月三日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十九年十二月二十日奈良県指令郡土第八一―三七号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成三十年五月三十一日郡土第五八四号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

大和郡山市城町一六六八番一の一部及び一六八一番一〇

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市神功一丁目四番地の一五五

石井裕章

石井佳世